

	第123回 横浜市都市美対策審議会議事録
議題	1 横浜市都市美対策審議会会长の選任について 2 横浜市都市美対策審議会部会委員及び部会長の選任について 3 横浜市景観ビジョンの改訂について（審議） 4 歩行者系案内誘導サインの整備について（報告） 5 現市庁舎街区等活用事業の進捗について（報告） 6 各部会の開催状況について（報告） 7 都市デザインの広報について（報告） 8 その他
日時	平成29年9月12日（火） 午後2時30分～4時30分
開催場所	横浜市開港記念会館 1号室
出席者（敬称略）	委員：大西晴之、岡部祥司、加藤仁美、加茂紀和子、真田純子、塩田久美子、鈴木智恵子、関和明、中津秀之、西村幸夫、矢澤夏子 幹事：村本一章（政策局長代理 政策課担当係長）、綱河功（環境創造局長代理 政策課みどり政策調整担当課長）、中川理夫（建築局長代理 企画部長）、松尾寛（道路局長代理 計画調整部長）、酒井博之（港湾局長代理 賑わい振興課担当課長）、薬師寺えり子（都市整備局長） 書記：小池政則（都市整備局企画部長）、嶋田稔（都市整備局地域まちづくり部長） 梶山祐実（都市整備局都市デザイン室長）、鴇田傑（都市整備局景観調整課長） 説明者：議題3：山田渚（都市整備局都市デザイン室担当係長） 議題4：小田嶋鉄朗（都市整備局都市デザイン室担当係長） 議題5：黒田崇（都市整備局都心再生課都心再生担当課長） 議題6：鴇田傑（都市整備局景観調整課長） 議題7：野田恒雄（都市整備局都市デザイン専門職職員）
欠席者（敬称略）	委員：国吉直行、野原卓
開催形態	公開（傍聴者0名、記者3名）
概略及び決定事項	議題1：会長は西村幸夫委員に、会長職務代理者は関和明委員に決定。 議題2：部会委員及び部会長について、別紙のとおり決定。 議題3：横浜市景観ビジョンの改定を進めることを確認。
議事	(1) 横浜市都市美対策審議会会长の選任について  ・会長は互選により西村幸夫委員に、会長職務代理者は会長の指名により関和明委員に決定した。  (2) 横浜市都市美対策審議会部会委員及び部会長の選任について  ・事務局から部会構成及び部会委員と部会長について原案を説明し、会長から新しい部会委員と部会長を指名した。  (3) 横浜市景観ビジョンの改定について（審議）  ・資料1について、市から説明を行った。  ○西村会長 今回は資料1-2、1-3、1-4をそれぞれ議論していく予定です。本日欠席した野原委員が景観のコントロールで実際に直面していることをコメントにまとめてくれています。まずそれを紹介して考え方の手がかりにしていただきたいと思います。 ○梶山書記 それでは、野原委員からいただきましたコメントをご紹介させていただきます。 まず1つ目が都市デザインビジョンとの関係について。『都市デザインビジョンと景観ビジョンのすみ分けがいまだ明瞭ではないと思います。都市デザインビジョンでは個々の取り組みを啓発のみならず大きな都

市経営的視点、例えばインフラを今後どのように維持するか、都市構造や周辺の都市との関係が変化する中で、どのような都市を目指していくかなど、インナーハーバーとのあり方なども連携して方向を示していく必要があるなど、空間構造をどのようにとらえながら、どこに集中と選択を施していくか。他分野などとの連携をしながら都市空間づくりを進めていくか。都市デザインの手法として、何を使い、どのような街を整えていくのか。そのあり方など広い視点でかつ空間的に考えていくことが必要ではないかと思われます。対して景観ビジョンにおいては、現在目指している方向性で大きな方向性はよいのではないかと思いますが、横浜の景観をどのように読み解けばいいのか、このガイドとなる見方の提示、及び手の届く範囲で、顔色のような街の姿をあらわす景観をパロメーターにしながら、その景観を改善・創造していくために具体的には何をしていけばよいのか、その方向性と方法を示すことが大事ではないかと思います。そのための両者のすみ分けはもう少し検討が必要ではないかと思います。』』ということが、1つ目のコメントでした。

2つ目が景観ビジョンづくり全体について、『景観づくりのあり方については、景観づくり全体の体系づくりが必要ではないかと思います。例えば一つの通り全体の景観を整えるといった際に、具体的にはどのような空間像・景観像に向けて整えていくべきか、その指針が存在しない中で誘導や沿った検討を行うことは難しいと思います。その意味では、ある程度領域を設定した範囲における景観の指針が必要ではないか。必要だとしたら、そのつくり方のシステムの再構築を改めて進める必要があると思われます。特にこれまで景観に関わるさまざまな制度があるが、積み重ねが繰り返された結果、複雑でわかりにくくなっているとも言えると思います。こうしたこれまでの積み重ねられた仕組みをどのように使いこなすことができるのか、その示し方も重要ではないかと思われます。また、例えば地域まちづくり推進条例の地域まちづくりプラン、ルールと連動することで、大きな景観づくりビジョンとなることもあります、こうした体系を景観づくりとどのように連動していくか、その整理が必要ではないかと思われます。場合によっては、地域が作成する地域景観プランのようなものがあってもいいのではないかと思います。』以上が野原委員からのコメントです。

○西村会長 いかがでしょうか。

○塩田委員 まず景観ビジョンについてです。景観協議をするときに常に傍らに置いておくようなガイドとしたいというお話だったのですが、協議ということは二者が話し合いをするわけであって、その二者が現況を同じようにとらえている必要が、その協議がスムーズに進む大前提になると思います。その現況の把握の仕方というところまで、この中で触れられているのかどうかが今の時点でよくわからないのが一点ございます。例えば、こちらが大事で守りたいと思っていても、相手のほうがそういうふうに認識していなければ、もうそこでその協議から漏れてしまってきたり、逆に後々対立したり原因になり得るわけです。その現況をどのようにとらえるかということが一つ大事なポイントになるのではないかなど資料を拝見して思いました。

それともう一つなのですが、今拝見していると資料ですと景観をつくっていくという姿勢が全面的に出てるものになっていると思うのですけれども、横浜というのは既に財産と言えるような、代表的な横浜の景色はこれだねという景色が既に何カ所もあるわけです。何か新しくつくられるときに、例えばそのような景色が見えなくなるとか、阻害されてしまうとか、雰囲気が変わってしまうということになって初めて、景観論争のような形になるおそれもあるのではないかと思います。今ある財産といえる景観を守っていくという視点はここには入らないのかなというのが、感じている疑問です。以上です。

○西村会長 2点ありましたけれども、どうですか。

○梶山書記 まず景観協議についての現況をどのように二者の間で把握していくかということになるかと思います。恐らく具体的な地域のある場合の話だと思いますので、地域を読み解くということについては、やはり即時的に協議を重ねていかないと、同じ価値観を持っていくことはなかなか難しいと思います。ただ、その指標として、この資料1-3「横浜らしい景観をつくるポイント」で横浜市としてはこういうところを大事にしていますということを、その地域に置きかえてこうだと思いますと言つて、もちろん相手からもご意見をいただきながら、合意点を探っていくような形をとると思います。

あともう一点の景観をつくっていくことが主軸なのか、ということにつきましては、そういう部分ももちろんあるはあるのですが、この「横浜らしい景観をつくるポイント」でもかなり保全についても書かせていただいているのですけれども、やはり横浜のもともとの魅力的な部分は残していくということが非常に重要なと思っております。そこは保全と活用の中でうまく調和をしていくということが重要だと思っておりますので、魅力の部分を守っていくのが視点として、この中で一応入れさせていただいている。

○塩田委員 ありがとうございます。ご説明はそのとおりで大変理解できるのですけれども、ただ、今手元にいただいている資料の形で拝見していると、例えば1-3「横浜らしい景観をつくるポイント」の中に1

項目として何か入らないのかなという思いもちょっとあります。それから、話が前後しますが、現況を把握するためにポイントはあると思います。ただ大まかに上つ面を眺めるのではなくて、どういう部分を、例えば歴史的建造物がその界隈にないかどうか見ましょうとか、チェックする項目というのは現況を把握していく中であるはずです。ですから、横浜らしい景観をつくるポイントというのがその冊子の前のほうに載っているか後ろのほうに載っているかでも多分その辺は変わってくるのかなという気がいたしました。

○西村会長 何か手順がもう少し明らかになるとよいのでは、ということですね。難しいのは、普通の都市では景観計画の中に地区別計画があって、それをもとに道路などをつくることになっているのです。一方で、横浜ではその前の段階で協議をきちんとすることになっていて、形が全部あって、それに従えばいいのだというスタイルをとっていないのです。例えばこの通りはこのような雰囲気で、高さの基準などを明確に書ければ、それを守ればいいということになるのですけれども、一つ一つ創造的にというのは、ある程度やりとりの中で議論をするというスタンスなのです。だから、そのところは非常に難しい。しかし、具体的には何かやるときの手順はあるはずだから、そこがもう少しイメージできるようにした方がいい、というご意見はあると思います。

○真田委員 他の自治体のように地区ごとの目標を決めていないというのは知らなかつたので、「ああ、そうなのか」と思いました。ただ、例えばその場合に、この資料1-4の作成イメージとして例で出していたいっているところに「街のシンボルとなる通りを形成する～日本大通り～」と書いてありますけれども、この「街のシンボルとなる通りを形成する」というのは、どこから出てきたものなのか。全体の中でのビジョンと実例の整合性が少しありませんでした。景観づくりの目標を共有するときに、計画に書いていなくても、今までの事例やプロセスから、これを皆で踏襲して進めていきましょうという時に、今まで皆でやってきたというのが街のシンボルとなるのであれば、計画に書いてある文言ではなくて、皆で今共有していることについてわかるようにしたらしいのかなと思いました。

それに関連して、取り上げたい事例のところで、個別の民間企業によるものや、すごく小さな広場などの話を取り上げる予定のようです。それについても何となく一個一個、単純に「これ、いいよね」という話ではなくて、もう少し大きな目標として、駅前にぎわいをつくるのにこういうことが寄与しているとか、良好な住宅地をつくるのにこういうことが寄与しているとか、地区ごとの方向性に対して、それそれがどのように評価できるのか、どうしてそれがいいのかということが書けるようにしたらしいのかなと思いました。

さらに関連すると、実践編の最初の「景観づくりの流れ」のところで、基本的には住民の人たちが話し合って目標を決めますと書いてあるのですけれども、その地区が例えば住宅地だったらどうなのかとか、駅前だったらどうなのかとか、その地区ごとの性格に合わせて、目標を決めるような一文を入れたほうがいいと思います。住宅地なのに、何かいきなりにぎわいをつくろうと皆で言い始めて、それでもいいのかどうか。何かもう少し地区の性格に合わせて、具体的にその地区でどういう目標にしていくのか。その地区ごとの性格とそれを具体化するというようなことを何か、地区ごとの性格を考慮しながら住民で話し合うように、もう少し全体の中での方向性を示しながら合意形成がとれるようにしたほうがいいのかなと思いました。

○西村会長 つまり資料1-2で、2章に景観づくりの方向性として、10個のポイントがあるが、地区としての方向もあるので、両方うまく議論をしながら、最終的な取り上げたい事例につながっていくと、事例と思想とがうまく合うということですね。

○真田委員 はい。

○西村会長 なかなか難しい課題ですけれども、本当にそうですよね。

○梶山書記 補足ですが、地区ごとの計画がないというお話について、全市一律では無いということです。例えば先ほどの日本大通りとかですと地区計画が決まっていたり、あとは景観地区といいまして、都心部ですとか特に重要な地区については景観の計画も決まっています。具体的な計画があるところは、どちらかというとそれを指針としていますが、広く景観ビジョンを使っていくという想定ですので、無いところもかなりあります。今のご指摘のような形で、きちんとその地域の位置づけなどを考えながらやっていくということは重要だと思っております。

あと、先ほどご説明にあったとおり、大枠の方向性については、地域ごとの景観づくりの方向性で示しながら、各地区に落としていけるような形にしていきたいと思っています。

○加茂委員 一番よくわかりにくいのが、「景観づくりの流れ」と書いてあるところです。この地域でこういうビジョンをつくろうという、市民が言い出しているみたいな図になっているわけです。例えば私は建築

の設計者なのですが、ある建築で、何かをつくろうとしたときに、何か地域の地区計画とか条例とかの規制のもあるわけです。そのときに、市民誘導型景観ビジョンのようなイメージを受けるのですが、それをつくっていくことで、今度はまたそれが審議されるというか、何かそういう場もここにあるわけです。

だから、ここまでやって自分たちで考えただけで具体化するときには何か違っていた、ということが起きるかもしれない。先ほどの事例の中でも、この場所では緑の多い空間やオープンカフェのような賑わいのある景観にしましょうと。緑が多いとかというのは物量だからいいのかもしれないんですけど、にぎわいというのも人それぞれです。意匠もさまざまだし、具体的なイメージになっていくのかは非常に疑問です。これを本当にどうやって使っていくのか、その具体的なイメージは今のところ持てていません。

○西村会長 確かに、これをつくって具体的な活用イメージがある部局からの要望で少し変わっているわけですけれども、どのように使う予定なのか。それともう一つの質問は、恐らくはボトムアップで市民がつくっていくというような話と、設計者が具体的に提案していこうというときとは随分状況が違うのではないか、使い方も違うのではないかという感じもするのだということだと思います。その辺に関してイメージはありますか。

○梶山書記 例えば規制・誘導型、地区計画や条例などにつきましては、景観ビジョンと違う方向に行くわけではなくて、本来は景観ビジョンで考えた、こういう形がいいねという抽象的な部分をもう少し具現化したもののが地区計画とか条例で位置づけていくということになると思います。仮にそういった地区計画とか条例があるようなところで、そういう意見が出るところがあれば、場合によっては地区計画などを見直すということもあると思います。

どちらかというと、例えば地区計画などが何もないようなエリアにおいて、市民の方々が新しい街が開発されるときにどういう街にしたいかというところをまず抽象的にイメージしていくと。先ほど言ったにぎわいとかは非常に抽象的だとは思うのですけれども、まずどういう方向で行きたいかということを議論していただいた上で、場合によっては先ほど言った地区計画なり、条例なり、さらにもう少し具体化したところに落としていく方法も一つあると思います。

その抽象的な中でまちづくりをしていくとき、いろいろなパターンもあると思うのですが、実際の協議のときには、なかなか抽象的なままでできないと思います。それを抽象的な判断の中で、具体的にはこういう計画が出てきました、それについてどのようなことが言えるかというのは、まさに都市美対策審議会の景観審査部会がそういった場になって、具体的な協議をすることになります。ただ、その具体的な答えまでは、多分この景観ビジョンでは書けないというところがありまして、目指すべき方向性というところまでは書けるのですけれども、後は実際に落とし込んだ具体的な計画というのは、やはり創造的協議の中ですとか、あとどうしても押さえたいところは先ほど言った地区計画などに落とし込んでいく、規制型でやっていくというところもあると思います。

○加藤委員 大分重なるのですけれども、資料1-4については、これは今まで都市デザイン室でやってきたことをきちんとシートのような形でまとめられていて、それが制度とかルールにもつながっているということで非常に感激をしました。ただ、これの大きな根拠というのは一体何だったのか。いわゆる都市の軸とか拠点とか、そういうマスタープラン的などこの部分で、だからこうしたのだということがわかりません。私どもは都心部であれば何となくイメージできるのですけれども、そういうことも市民と共有しないといけないのではないかと非常に思っています。

ですから、いわゆるマスタープラン的なもの、区別のマスタープランとか全体のマスタープランとリンクさせていくことが重要だと思います。それが市民と共有されていないと、協議というのは役所と事業者がやるだけで、市民はわからないということになってしまうと思います。

それで改めて、この2章の2、各地域における景観づくりの方向性というのがありまして、これは振り返ると、要するにお手元のファイルの中の、これは測地的ではなくて臨海部、都心部、高密な既成市街地、郊外部となっていて、具体的な個別のエリアについては書かれていないので、何か漠然としているなど実は私は思っていたのです。もし景観の協議をするとすれば、これは全く根拠にならないわけです。

ただ、この抽象的な部分、各地域における景観づくりの方向というのと景観協議の話がすごく乖離しているなと思います。やはり頑張るのは都心部だけなのかなと思ってしまいます。私が今回、非常に期待しているのが、郊外部でもいろいろなことが起きていて、郊外部での景観協議的なことがきちんとできていくべきだと思います。そこもご検討いただきたいと思っています。

○中津委員 政策部会に関わっているので、いろいろな委員の方々の意見を聞いて足りなかつたなと思うの

が、位置づけをもっと明確にしないといけないということだと思います。それで、「都市デザインビジョンとの関係」、資料1－5をやはりもっと一番頭に持ってきて考えるべきです。

その位置づけというのは、ただ都市デザインビジョンと景観ビジョンだけの関係だけではなくて、立場の違いや地域の違い、時間軸の違いなどもあると思います。建設行為に関する限り、事業者、行政、市民と三者対立みたいなことがあるかもしれません。もっと深く考えると、建設行為と関係のないところでこれが小学校の教材になるとか、横浜の地域のよさを子供たちが発見する、地域の人たちが発見する、ちょっと暇になった高齢者の方々が思いを馳せてみるとか、そういうことが地域ごとにセーフティーネットとして発達するようなことを一つの目標にしながら考える。建設行為が始まってしまったとすれば、当然そのためのいろいろな上位計画や個別の計画や条例とかがあり、それに合わせて役所の中のセクションも変わってくる。この本を手にした、いろいろな立場の、いろいろなエリアの、いろいろなタイミングの人たちがどういうふうに使えばいいかとわかるような2次元・3次元的なマップのようなページをつくる必要があるのだという気がしました。ですので、資料1－5をもっと深く考えて、全面的に冒頭に持ってくることがやはり重要なのかなと思いました。

○鈴木委員 政策部会の一員としては、いろいろと議論をしていてもこの景観ビジョンはなかなか進まないのです。横浜市さんは市民の力をアップさせる、それから開発事業者の理解を求めるということについて改善説に立ってつくっていると思いますが、あくまでも穏やかに横浜市の姿勢を示すことで、少しでもよりよいまちづくりをするための景観についての教科書だと思っています。

それはそれでいいのですけれども、事業者的人は関係するところをこの目次で見るでしょうし、市民の人はイメージ的な、絵やイラストから入っていくと思います。そうすると、イメージと思想とがうまくお互いに支え合うような感じでないと伝わらないと思います。だから、事業者的人が開発する際にも市民の人がいいとか悪いとかともっと声を大きくして言えるくらい景観に対する市民力が強まれば、横浜はそういう声がある街だと事業者の人も考えていると思います。

そういうことを考えますと、実践編は大事だと思いますので、イメージと思想がうまくリンクしていくような形が大事です。私も長年関わってきた資料1－4の日本大通りの事例では、条例とかマスターplanとかから、今のあの景観がつくられているということを、具体例を持って丁寧にしていただくと、よりわかりやすくなるのではないかと思います。

この景観ビジョンに関しては、他の先生がおっしゃることも本当にそのとおりだと思います。郊外の場合は開発が進むこともあると思いますけれども、個々の事例で、開発で損なわれてしまう歴史的資産や、緑などをいかに保全していくか。そういうことを非常に真剣に取り組み臨んでいくぞということを市民や事業者の関係者にも伝えられればそれでいいと思います。いろいろ改定案は考えていただいて、具体的にわかりやすくなっていると私は思います。一つ一つ細かく見ていくことも必要ですけれども、まとめるのではなくて、先に進めるような方向でやっていただきたいと思っています。

○大西委員 私は、最初のご挨拶でも申し上げたように、横浜商工会議所から推薦されて委員になっております。ご存じのように会議所というのは経済人の集まりです。経済的な立場からいくと、やはり横浜の経済が衰退しない、横浜の街がもっと伸びてほしいという観点からいうと、街が衰退していくことには、まず人口が減ってくることが非常に大きな影響があるそうです。横浜も人口推計によると2020年以降減ってくる可能性があるということが出ています。そういう人口をいかに減らさないようにするか、それからまた、観光を含めた来街者であるとか、新たな若者や外国人の方々を呼び込むには、やはり環境がよくても収入が得られないわけですから、働き場で職を得るということが重要になってくると。

そういうことを含めまして、商工会議所としては中期計画として、横浜ルネッサンスとして、特別な街にして将来とも栄えていくような形にしたいということで、横浜市に対して行政要望でもそういう協力をお願いしています。景観ビジョンの改定においても、経済的なことでいうと職を減らさないということ、人口を減らさないという観点でも、そういう思想を踏まえた形でまとめていただくことができないかなということを感じましたので、よろしくお願いします。

○西村会長 賑わいとかもきちんと入れてほしいということですね。

議論のまとめとして、一つは先ほど日本大通りでの事例で、元にある何か共有されているビジョンみたいなものがあるのか。それは景観だけのルールや目標ではないので、何かそのとの関連が見えないと、説明が難しいということだったと思います。

それともう一つは、この景観ビジョンは、市民がまちづくりをやっていく中で気づきや啓発を行う側面と、

事業者と対話するときにちゃんと使えるかという、両方の側面があるわけです。そこが両方あるために、わざりにくいで、改善する必要があるのかなと思います。ですから、そこはちょっとなかなか苦しいけれども、優秀な横浜市の職員に頑張ってもらうしかありません。

さらに、先ほど鈴木委員がおっしゃったように、全体としてすごくこだわっているということが見えてくれば、景観にこだわるというメッセージとして伝わると思います。

○梶山書記 先生からいただいたご指摘どおりだと思います。目的として二面を持っている部分がありますので、イメージとして伝わりにくいところがあります。先ほど最初のところできちんとそういうことを整理すべきではないかというご指摘もありましたので、改定案の本誌の使い方の序章あたりで、どういった場面でこういう使い方をするのかというようなことをもう少しわかりやすく整理をさせていただきたいと思いますので、本編の中でまたご議論いただきたいと思います。

○関委員 景観審査の部会で具体的な事例を議論してきた中で感じていたことが、このビジョンがあることによって、少し協議のプロセスがうまくいく効果があるというか、直接の効果でなくても、何かバックボーンになることを期待する立場からコメントしたいと思います。まだ触れていなかった資料3の横浜らしい景観をつくるポイント案というところで、これは現行の景観ビジョンにはテーマごとの景観形成が3章の2にあったのが、今回、テーマ別方針を見直して復活されたということで、その経緯を触れられていたと思います。

その中で、現行に6・7・8の項目がなかったみたいでそれとも、これは景観協議の中で必ず出てくる項目でしたので、ぜひこの2章の1「横浜らしい景観をつくるポイント」は復活して入れていただきたい。さらに景観の例について文字だけで書かれていますけれども、少しビジュアルなイメージも加えてよりわかりやすく、6・7・8について生かしていただきたいと思います。特に8については具体的に事例として景観審査の事例の中で問題になっているところもあります。これは多分エリアとしては郊外の住宅地や臨海部などでその用途変更等がある場合に、大事な項目ではないかと思います。

それ以外の議論に関しては、確かにビジョンとはそもそも何なのかということで皆さんおっしゃっていることはよく理解できるのですけれども、そういうものの存在自体が大事なのだという意見はそういうこともあります。これがやはりいい形で改定されて、きちんとした形のドキュメントになるために、ぜひ今後も続けていただきたいというお願いです。

○西村会長 よろしいですか。それでは、この議論はまた直接には政策検討部会で進めるということで、ここでも今後も報告をするということで進めていきたいと思います。

#### (4) 歩行者系案内誘導サインの整備について（報告）

- ・歩行者系案内誘導サインの整備について市から説明を行った（資料2）

#### (5) 現市庁舎街区等活用事業の進捗について（報告）

- ・現市庁舎街区等活用事業の進捗について市から説明を行った（資料3）

○西村会長 ご意見がほしいとのことで、質問ですけれども、もうすごいスピードで進んでいるわけですね。どういう関係になるのか、その辺がちょっとわかりにくいのですけど。

○黒田課長 例えば教育文化センターについては、これから公募が始まるのですけれども、現市庁舎街区についてはまだ来年度以降になります。現市庁舎街区につきましてはさまざまな可能性が考えられます。例えばこういった場で、こういうところに注意して進めてほしいとか、こういう観点に気をつけて事業を推進してくれというご意見がありましたら、広く伺いたいと思っています。

○西村会長 例えばそこでつくるデザインブックみたいなものにきちんと反映してもらえるとか、そういうことでしょうか。

○黒田課長 デザインブックについて、教育文化センターは時間的に難しいのですが、現市庁舎については、都市美審のご意見も伺いたいと思っています。

○西村会長 つまり非常に微妙なのは、これだけ景観に頑張っていると言っておきながら、民間に公募して進めるものは、決まった瞬間にほぼ形が決まってしまうので、我々が関与する場面が非常に少なくなるわけです。そのために、別の審査委員会である「横浜市現市庁舎街区等活用事業審査委員会」を設けて、そちらに議論をしてもらうということにもなっているわけですね。

○黒田課長 そうです。さらに加えて議論をしていただきたいということです。

○西村会長 もともとの考え方の部分をデザインブックという形で、きちんと我々の議論、考え方を反映させてもらおうということでしょう。それが満たされているということを保証しながら、細かい話はそこで議論をしてもらうという形にせざるを得ないという非常に難しい形になっているわけです。

○黒田課長 先ほどの審査委員会には、都市美審の委員の中から国吉先生、野原先生にご参加いただいています。最終的な審議体としてはこちらになります。ただ、この場でもご意見をいただきたいですし、このお二人の先生からも十分ご意見をいただいている。

○西村会長 そうですね。

○黒田課長 ここは公開の場なので余り個別の意見は控えるのですけれども、例えばデザインブックも、このお二人の先生からかなりご指摘・ご意見をいただいている、多分これとは違ったような形になろうかと思われます。

○西村会長 ということですけれども、何かいかがでしょうか。

○中津委員 ちょっと野原先生とか国吉先生からどのようなご指導があったかよくわからないのですけれども、教文センターのデザインブックがあって、その後に全体版のデザインブックをつくるというタイムスケジュールだという意味ですか。

○黒田課長 はい、そうです。

○中津委員 それは逆ではないのかなという気が、単純に思うのですけれども、どうしてそういうことになったのでしょうか。

○黒田課長 このデザインブックというのが2つの意味づけがあります。もともと第1章と第2章に分かれしておりまして、第2章につきましては教育文化センターで提案したい、事業を考えたいという人に対して募集要項だけだとイメージが伝わらないので、もう少しビジュアルで、市として求めていることを複数の選択肢として示そうと思っています。それがデザインブックの一つ目の役割です。

もう1つの役割は、第1章の部分ですけれども、ここについては教育文化センターとかではなくて、関内駅周辺地区の全体の3街区をまとめた新しい方向性を示そうと思っています。なので、第1章は来年度作成する予定の現市庁舎街区とほぼ共通です。ただ、このデザインブックの役割として第2章については設計者が読みますので、そういう意味では教育文化センターに特化した内容を手厚くして、公募を少しでもよりよいものを誘導したいということで、こういった順番にしているところです。

○西村会長 だから、第1章の部分を前倒して、議論できていればよかったのにということですね。

○中津委員 それで当然、現市庁舎はもうどんどん進んでいるわけですよね。それに合わせてこれを見ると、教育文化センターとかや他の体育館とかを全部入れて何かスポーツの街にするとか、議論の途中の中で市庁舎も教文センターもどんどん進んでいく。では仕方なく全体の街はこうならざるを得ないよねというようなことにならなければいいなと思った次第です。

○黒田課長 お答えになっているかわかりませんけど、公募を教育文化センターは今年度、現市庁舎街区は来年度以降やるのですけれども、各公募の方向性がバラバラになってはいけないということで、まず3街区全体のコンセプトを決めました。それはエリアデザインブックではなくて、実施方針というものを昨年度末につくっています。冊子になってホームページに公開しているのですけれども、これが3街区の共通のまちづくりの方向性で、観光集客や産学連携、スポーツがそこに入っています。そこをまさにこの審査委員会でご議論いただいたところではあります。この大きな方向性をまず昨年度末に決めて、それに基づいて公募を進め、この実施方針の枠の中で具体的なデザインブックを作成していきます。そういう意味では今回の説明が実施方針を説明していないので、大変申しわけないのですけれども、実はそういった全体方針を決めた上で個別の公募に入っていくというスタイルでやっています。

○中津委員 そういうことを書いていないので、この絵が全くおかしいということですね。

○西村会長 その前の話があるということですね。

○真田委員 この地区では横浜スタジアムがあることが結構大きいと思うので、公募をするときなどに、時間帯ごとのにぎわいということに注意していくといいと思います。昼間だけというような話になってくると

	<p>同じスポーツのくくりでも実は全然違ったというようなことになりかねないので、時間帯ごとにどういう賑わいをつくっていくのかというようなところも考慮して進めていったらいいのかなと思いました。</p> <p>○黒田課長 ありがとうございます。</p> <p>○西村会長 民間の事業の場合は調整する仕組みがうまくあるのですけれども、内輪がやっている場合はこういうことになってしまいという非常に難しい問題もあるわけです。そこを何か解決しないといけないのが大きな問題ですが、特に最近のようにPFIとか、公募で予算まで含めて全部決まってしまうと、後でなかなかフィードバックがきかないということになっています。ですから、決めるときに、かなり先まで見通しながら決めないといけないということですが、その仕組みがまだなかなか見えていないわけです。ここでやりとりをするほど悠長にできないということになるとですね。</p> <p>○中津委員 単純に質問なのですけれども、売却の土地と売却でない土地があるというのは、何か理由はありますか。やはり歴史建造物とかそういう意味ですか。</p> <p>○黒田課長 基本的には資産経営の方向としては、行政としての必要性を終えた土地については売却という方向性があります。一方で現市庁舎街区につきましては当然、歴史性もありますし、あとは50年～100年見据えたときに、一度売却するともう返ってきません。それを踏まえますと、まさに横浜が始まった場所の関内駅前の1.6ヘクタールの整形の土地ですので、売るのではなくて、先々のことを考えたら保有すべきだろうという判断です。</p> <p>○西村会長 ありがとうございます。悩ましいですけど、そういう報告を承ったということあります。</p>
	<p>(6) 各部会の開催状況について（報告）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各部会の開催状況について市から説明を行った（資料4）</li> </ul> <p>(7) 都市デザインの広報について（報告）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市デザインビジョン策定後の取り組み報告について市から説明を行った（資料5）</li> </ul>
	<p>○西村会長 議事はこれで全部ですが、本日の審議内容について事務局から確認をお願いします。</p> <p>○梶山書記 議事（3）の景観ビジョンの改定につきましては、ご意見をいただきましたので、また政策検討部会に検討内容を反映したものでお諮りしたいと思っております。</p> <p>○西村会長 ありがとうございました。よろしいですね。</p> <p>それでは、議事録と次回の審議会の日程等について、事務局からお願いします。</p> <p>○梶山書記 本日の議事録につきましては、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づきまして、あらかじめ指定したものの確認を経た上で閲覧に供するとなっておりますので、西村会長にご確認いただいて公開という形にしたいと思っております。</p> <p>次回の日程になりますが、また別途日程を調整させていただきたいと考えております。</p> <p>○西村会長 ありがとうございます。議事は以上です。</p>
	<p>閉会</p>
資料	<p>資料1：議事（3）横浜市景観ビジョンの改定について      資料2：議事（4）歩行者系案内誘導サインの整備について      資料3：議事（5）現市庁舎街区等活用事業の進捗について      資料4：議事（6）各部会の開催状況について      資料5：議事（7）都市デザインの広報について</p>

	その他：第 122 回横浜市都市美対策審議会議事録 ：横浜市都市美対策審議会部会委員について
特記事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・本日の議事録については、会長が確認する。</li><li>・次回開催の日程等は、別途個別に日程調整する。</li></ul>